

平成 23 年 2 月 日

松 川 町 長

松川町自治体経営審議会
会 長 荻 原 正 義

第 2 次松川町自治体経営改革プランに関する答申(案)

平成 22 年 10 月 27 日付けで諮問のありました第 2 次松川町自治体経営改革プランについて、慎重に審議した結果、適切なものと認める。

なお、計画の推進にあたっては、審議過程における各委員の意見を十分に尊重するとともに、下記の事項について留意されるよう要望する。

記

1. 特に留意すべき事項

(共通)

実行計画の遂行に際しては、一定の理解を得られるよう、十分な説明を実施する必要がある。

(1) 効率的な行政運営

- 職員の人材育成については、その雇用形態に関わらず町職員としての責任感を自覚することが肝要であり、臨時職員においても正規職員に准じた職員研修の実施が必要である。
- 業務改善にあたっては、1 人ひとりの職員の能力と意欲の向上とともに、チームとしての力を高めることに留意して、組織と運用の改善をすすめること。

(2) 総人件費改革の推進

- 職員人件費削減のために安易な職員数削減は行うべきでない。正規職員の必要性(職務の性格上正規職員でなければならない職種や部署等)を十分に精査した上で、適正な定員管理を行うこと。

(3) 健全な財政運営

- 健全な財政運営をすすめるにあたっては、将来の人口減少と高齢化をみすえて、新たな住民ニーズに応えるとともに、思い切った事業の見直しに努め、魅力ある町をめざすこと。
- 特別会計(公営企業会計)については、安易に一般会計からの繰り入れを行うことなく、受益者負担の原則、独立性の確保に努めること。

2. 特に重点的な取り組みを要望する事項

(1) 効率的な行政運営

- 民間活力の導入において、給食調理施設について現行の施設や人員の見直しに留まらず、センター化も含め民間事業者への委託を検討されたい。

(3) 健全な財政運営

- 地域協働による道路等整備の推進について、必要性の高い事業の精査と進捗を図るため、町単事業の申請者に応分の負担を求める制度について検討されたい。
- 自主財源確保と町有財産の利活用において、町税等について納税義務を履行する住民の公平感を阻害しないよう、納税交渉に応じないなど納税意思を示さない者について、特定の行政サービスを制限する措置を検討されたい。
- 町有財産については、維持するための費用負担が発生するものであるから、費用対効果や行政サービスとしての必要性を精査し、撤退(廃止)するという判断を行っていくことも必要である。